

公庫資金のしおり

【中小企業事業】

民間協調支援型資本性ローン

～「重要事項のご説明」編～

このしおりは、ご契約内容に関する大切な事柄をわかりやすくご説明しています。

必ずご一読され、契約内容をご確認いただき、ご返済完了までお手元に保管してください。

内容については、公庫ホームページでもご案内しています。

【公庫ホームページ URL】

https://www.jfc.go.jp/n/finance/flow/a200_2.html



日本政策金融公庫 中小企業事業本部

民間協調支援型資本性ローンのご契約にあたって

公庫とのお取引における重要な遵守事項をご確認ください。

| | 重要事項のご説明 | ページ |
|---|----------------------------|-----|
| ◎ | 劣後特約付金銭消費貸借契約証書特約条項のポイント解説 | 1 |
| ◎ | 資金ご利用時の留意事項 | 10 |
| ◎ | 公庫支店にご報告いただく事項 | 14 |

◎：必ずご確認ください。

民間協調支援型資本性ローン特約条項のポイント解説

「劣後特約付金銭消費貸借契約証書特約条項」は、公庫とのお取引にあたっての遵守事項を定めたものです。

ご契約前に必ずご確認ください、公庫資金を正しくお使いください。

以下に、特約条項のうち特に理解を深めていただきたい内容についてご説明しておりますのでご確認ください。

特約条項

(貸付受入金)

第1条 乙は、本借入金を無償で甲に預け入れ、甲はこれを受領しました。

2 甲は、前項により乙が預け入れた借入金(以下「貸付受入金」という。)については、甲が必要とする所定の手続完了後、払い出します。ただし、払出金額及びその時期については、甲において変更することがあっても乙は異議を述べません。

3 乙は、本貸付受入金債権を何人にも譲渡又は質入することはできないものとします。

4 甲は、本貸付受入金の受入期間中、本貸付受入金の金額に相当する額の貸付金には利息を付さないものとします。

5 乙は、乙が第3項の規定に違反して本貸付受入金債権を第三者に譲渡若しくは質入し、又は本貸付受入金債権に対し仮差押、保全差押若しくは差押の命令、通知が発送されたときは、甲からの通知催告がなくても、本契約の期限の定めにかかわらず当然に本借入金債務について期限の利益を失い、いつでも本貸付受入金債権と甲の乙に対する貸付金債権とにつき、対当額において相殺されても異議を述べません。

(貸付受入金)

- ▶ 貸付契約日に貸し渡ししたお金は、同時に公庫がお預かりし、お客様と合意した日に、お申し出の口座等にお振り込みいたします。
- ▶ お客様において期限の利益喪失事由に該当するような特別な事情が生じた場合においては、公庫が送金をしないことがありますので、ご注意ください。

(期限前弁済)

第2条 乙は、期限前に本借入金債務の全部又は一部の弁済は行わないものとします。

2 乙は、前項の規定に反して期限前弁済を行う場合には、あらかじめ甲の承諾を得るとともに、「公庫資金ご利用にあたっての確認事項」第1項に定めるところにより、違約金として期限前弁済手数料を直ちに甲に支払うものとします。

3 乙以外の者が期限前弁済を行うときも、前2項に準じるものとします。

(お客様のご都合による期限前弁済)

- ▶ 原則として、ご融資後5年間は期限前弁済をいただけません。
- ▶ 公庫が承諾し、期限前弁済手数料計算基準日前に期限前弁済を行う場合には、成功判定区分をAとした場合の適用利率に基づいて計算した金額を期限前弁済手数料としてお支払いいただきます。詳細は「公庫資金ご利用にあたっての確認事項」第1項をご確認ください。
- ▶ なお、期限前弁済手数料計算基準日後には、期限前弁済手数料のご負担なく期限前弁済が可能となりますが、まずは公庫にご相談ください。

(反社会的勢力の排除)

第2条の2 乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等及びその他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、並びに次の各号の一にでも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- 一 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - 二 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - 三 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - 四 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - 五 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
- 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為
- 3 次条第2項第5号の規定の適用により、乙に損害が生じた場合にも、甲になんらの請求をしません。また、甲に損害が生じたときは、乙がその責任を負います。

(反社会的勢力の排除)

- ▶ お客様が現在及び将来において暴力団等の反社会的勢力(これらに準ずる者を含みます。)に該当しないこと、また、自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為を行わないことを表明・確約していただき、仮にそれに反することが判明した場合には、公庫の判断で直ちに債務の弁済等を求め取引を解消させていただきます。

(期限の利益の喪失)

第3条 乙は、次の各号の一に該当した場合には、甲から通知催告等がなくても当然に本借入金債務について期限の利益を失い、直ちに本借入金債務及びこれに付帯する一切の債務の全部を弁済するものとします。

- 一 乙に関し破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始(以下、併せて「法的倒産手続」という。)の申立てがあったとき。
 - 二 乙が支払を停止したとき。
 - 三 乙が手形交換所の取引停止処分又は株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分若しくは他の電子債権記録機関によるこれと同等の措置を受けたとき。
 - 四 住所変更の届出を怠るなど乙の責めに帰すべき事由によって、乙の所在が不明であることを甲が知ったとき。
- 2 乙は、甲が次の各号の一に該当すると認める場合において甲から請求を受けたときは、甲の指示するところに従い、本借入金の償還期限にかかわらず直ちに本借入金債務及びこれに付帯する一切の債務の全部又は一部を弁済するものとします。
- 一 乙が本借入資金を第4条の規定に違反して使用し、若しくは借入れ後長期にわたり使用せず、又は支払証拠書類写しの提出を甲が相当期間を定めてその提出を促すも当該期間内に提出を行わないとき。
 - 一の二 乙が甲の承認を受けることなく本借入資金により取得した資産を売却し、又は取得した資産を当初の目的とは異なる目的で使用したとき。
 - 二 乙が本借入金債務及びこれに付帯する一切の債務その他甲に対する債務の一部でも期日に弁済しなかったとき。
 - 三 乙が本契約に記載した条項又はその条項に基づく甲の指示に従わないとき。
 - 三の二 乙が「公庫資金ご利用にあたっての確認事項」別記1に定める各事項に該当したとき。
 - 四 乙が本資金借入れに関し、又は借入れ後本借入金債務の全部を弁済するまでの間において甲に対して事実と相違した申出若しくは報告をなし、又は必要な事実の申出若しくは報告を怠ったとき。

- 五 乙が、暴力団員等若しくは前条第1項各号の一にでも該当し、若しくは同条第2項各号の一にでも該当する行為をし、又は同条第1項の規定に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- 六 乙が他の債務のため仮差押、保全差押若しくは差押(第1条第5項の貸付受入金債権に係るものを除く。)の命令、通知の発送を受け、又は競売の申請を受けたとき又は死亡若しくは解散したとき。
- 七 乙が第11条、第12条、第13条及び第14条の規定に違反したとき。
- 八 第21条の経営改善計画を合理的な理由なく達成できなかったとき。
- 九 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

(期限の利益の喪失)

- ▶ 第1項では、公庫からの通知又は催告がなくても当然に期限の利益を喪失し、借入金の全額を直ちにご返済いただくこと、第2項では、公庫の請求によって期限の利益を喪失し、借入金の全額又は一部を直ちにご返済いただくことを定めています。
- ▶ 特に設備資金のお支払(3カ月以内)や支払証拠書類の提出(6カ月以内)が確認できなかった場合、定めた用途以外に借入金を使用した場合、公庫の承諾を受けることなく融資対象物件を売却した場合又は特別貸付の適用条件を満たさないことが判明した場合等においても、ご融資の全額または一部をご返済いただきますので、ご留意ください。

(差額利息の支払義務)

第3条の2 乙は、前条第2項第1号、第1号の2、第3号又は第3号の2に該当し、甲から請求を受けたときは、本契約の契約日に遡って毎年の利率変更日(「公庫資金ご利用にあたっての確認事項」第4項第1号に定める日をいう。以下同じ。)ごとの各成功判定区分(第18条の2に定めるものをいう。)に応じた第19条の条件違反時利率が適用されるものとし、契約日から甲が指示した日までの間において、毎年の利率変更日ごとに、条件違反時利率によって計算した利息相当額と適用利率により支払った利息相当額との差額合計額を、第6条の遅延利息とは別に支払うものとしします。

(差額利息の支払義務)

- ▶ 資金用途違反があった場合や特別貸付の適用条件を満たさなくなった場合(「公庫資金ご利用にあたっての確認事項」別記1に定める事項に該当した場合)は、契約締結日に遡って条件違反時利率と適用利率との差額をお支払いいただきます。
- ▶ なお、貸付後当初3年間の条件違反時利率は毎年の成功判定区分を遡って判定し、その成功判定区分に応じて決定した条件違反時利率となります。

(資金の使用)

第4条 乙は、本借入資金を甲の承認を受けた場合を除き、本契約に記載した用途(明細を含む。)にのみ使用し他に流用しないものとしします。

2 乙は、本借入資金の全部又は一部が長期運転資金である場合には、当該長期運転資金については次の各号のいずれの用途にもこれを使用しないものとしします。

- 一 事業と直接関係のないものに使用し、又は甲の貸付対象とならない事業の用に供すること。
- 二 金融機関からの既借入金の単なる肩代わりに使用すること。
- 三 資金を第三者に貸し付け、又は投機その他借入れの目的を著しく逸脱したものに使用すること。

3 乙は、本借入資金を使用した場合には、その用途を經理上明らかにしておくものとしします。

(資金の使用)

- ▶ お借入れの資金については、金銭消費貸借契約証書の「4 用途」に記載された資金用途の内容以外には、利用できません。

(設備資金に係る特則)

第4条の2 乙は、本借入資金の全部又は一部が設備資金である場合には、当該設備資金の工事代金等については、甲の払い出し後、速やかに支払うものとし、また、乙は、工事代金等の支払が当初予定より遅れる場合及び使途計画(工事内容及び契約金額等)を変更する場合は、速やかに甲へ報告し、甲の指示するところに従うものとし、

2 乙は、前項による支払い後、契約日から6か月以内に、当該設備資金に係る領収書、振込書又は当座勘定照合表その他の甲の指示する支払証拠書類の写しを甲に提出するものとし、

(設備資金)

- ▶ お借入れが設備資金の場合、資金のお振込み後、速やかに工事代金等をお支払いいただくとともに、支払証拠書類の写しを公庫にご提出いただきます。

(金融情勢の変化に伴う利率の変更)

第5条 乙は、本借入金に係る利率(適用利率及び条件違反時利率の双方を含む。本特約条項において同じ。)について、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、甲において、一般に行われる程度のものに変更することに同意します。

(遅延利息)

第6条 乙は、甲の承認を受けた場合を除き、本借入金債務の元利金その他一切の債務の支払を遅延した場合には、その金額につきその延滞日数に応じ年9.1%の割合による損害賠償金を甲に支払うものとし、

(※) 利率はサンプルです。実際の利率はご契約書をご確認ください。

(不担保特約等)

第7条 甲及び乙は、本借入金債務について、甲が乙に対して有する根抵当権その他の担保権によっては一切担保されないものとし、新たな担保設定も行わないものとし、

2 甲及び乙は、本借入金債務が第三者による保証(物上保証を含む。以下この項において同じ。)の対象となっていないことを確認し、乙は本借入金債務についての保証を第三者に委託してはならず、また、甲の書面による事前承認なしに本借入金債務を第三者に弁済又は引き受けさせてはならないものとし、

(不担保特約等)

- ▶ 資本性ローンについては、無担保・無保証の制度であり、根抵当権の被担保債権に含まれません。

(劣後特約)

第8条 乙について法的倒産手続が開始された場合、当該法的倒産手続における本借入金債務に係る債権の配当の順位は、当該法的倒産手続における劣後的債権(特別清算にあっては他の債権)に後れるものとし、

(劣後特約)

- ▶ 法的倒産手続において、他のすべての債権(償還順位が同等以下のものを除く。)に比べ償還順位が劣後します。

(弁済の充当)

第9条 本借入金債務及びこれに付帯する一切の債務の弁済として数個の給付をなすべき場合又は乙の甲からの債務が他にもある場合において、債務の全部を消滅させるに足りない弁済がなされたときは、甲が適当と認める順序方法により任意の時期に充当することができ、その充当に対しては、乙は異議を述べません。

(債権譲渡)

第10条 乙は、甲が本貸付金債権及びこれに付帯する一切の債権について、何人に対して譲渡しても異議を述べません。

(表明、保証)

第11条 乙は、甲に対し、次の各号の事項を表明し、保証します。

- 一 本契約の締結及び履行について、会社法その他一切の法令及び乙の定款その他の内部規則に定める手続をすべて適法かつ適正に履行し、また、何人との契約上の制限にも違反していないこと。
- 二 甲への提出書類及び報告事項等の内容が真実かつ正確であること。

(表明、保証)

- ▶ 公庫への提出書類や報告書類にあたっては、真実かつ正確な情報を開示することを表明・保証いただく条項となります。

(危険負担等)

第11条の2 乙が甲に提出した証書(紙媒体に限らず、電子契約に基づき電磁的記録が作成された場合も含む。以下同じ。)が、事変、災害、輸送途中の事故、システム障害等やむを得ない事情によって紛失、滅失、損傷又は延着した場合には、乙は甲の帳簿、伝票、電磁的記録等の記録に基づいて債務を弁済するものとします。

2 前項の場合において、乙は甲から請求があれば直ちに新たな証書を提出するものとし、このときに生じた損害については、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙が負担するものとします。

(届出、報告)

第12条 乙は、乙の住所、氏名、商号若しくは名称、資本金、代表者又は事業の内容に異動を生じ又は死亡、解散その他これに準ずる事実が発生したときは、その都度書面により速やかに甲に届け出るものとします。

2 乙は、次の各号の一に該当する場合には、その都度速やかに甲に報告するものとします。

- 一 乙の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ又はそのおそれがあるとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか甲から指示を受けたとき。

3 乙は、乙が第1項の届出を怠ったため、甲からなされた通知又は送付された書類等が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとされても異議を述べません。

(届出)

- ▶ お客様に関し変更があったときは、速やかに届け出てください。

(成年後見人等の届出)

第12条の2 乙は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合又は任意後見監督人の選任がされた場合には、成年後見人等の氏名その他必要な事項を直ちに甲に届け出ます。

2 乙は、前項の届出事項に取消又は変更が生じた場合も同様に甲に届け出ます。

3 乙は、前2項の届出の前に生じた甲に対する債務については、取消権を行使しません。

(提出資料及び調査)

第13条 乙は、甲に対し、次の資料を、各事業年度終了後3カ月以内に提出するものとします。

毎決算期の貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書その他甲の指示する資料(以下「計算書類等」という。)

- 2 乙は、甲から指示を受けたときは、乙の親会社、子会社その他資本関係、取引関係、経営陣その他の経営実態からみて乙と密接な関係を有すると甲が認める者に係る計算書類等を甲に提出するものとします。
- 3 乙は、甲が業況等を判断するために必要な関係書類を作成し、四半期ごとに報告することとします。四半期ごとに報告する書類は試算表とし、甲が必要と認める場合は更に資金繰表、資金繰予定表及び金融機関取引状況表とします。
- 4 甲は、必要と認めるときは乙の事務所、工場、事業場その他必要な場所に立ち入り業務状況書類帳簿その他必要な事項を調査することができるものとし、この場合、乙は甲に相当の便益を提供するものとします。

(提出資料及び調査)

- ▶ 公庫は継続的にお客様の業況を把握する必要があることから、毎決算期ごとに税務申告書、勘定科目明細を含めた決算報告書を提出していただきます。また、資本性ローンにおいては毎四半期ごとに試算表等を提出していただきます。
- ▶ 融資後、資金使途確認等のために公庫が必要と認めた場合は、お客様の事務所等に出向き、必要な書類の確認等をさせていただくことがあります。

(遵守事項)

第14条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守します。

- 一 会社法その他の法令及び公正な会計慣行に従い、取引、資産及び負債等を正確に記載した会計帳簿等を作成し、保持すること。
- 二 第18条の2に定める成功判定区分が2期連続で「B」となった場合及び3期連続で「B」となった場合には、それぞれ甲の経営指導を受け入れるとともに、第21条の定めに従って経営改善に取り組むこと。

(遵守事項)

- ▶ 資本性ローンは決算書等により成功判定区分を判定し利率が定まりますので、決算書等は法令や公正な会計慣行に従って作成・保持してください。また、成功判定区分「B」が続いた場合には公庫の経営指導を受け入れていただきます。

(費用負担)

第15条 乙は、本借入金に関する一切の費用を負担するものとします。

- 2 甲が乙に代わって公正証書の作成を委嘱しその他債権保全のため費用を立替え支払った場合には、乙は甲の支払った立替金に相当する金額並びに甲の承認を受けた場合を除き、その金額につき立替日数に応じ年9.1%の割合により損害賠償金を甲に支払うものとします。

(※) 利率はサンプルです。実際の利率はご契約書をご確認ください。

(端数期間がある場合の利息等の計算方法)

第16条 乙が、本借入金に関する利息を甲に支払う場合において1年未満又は1年を超えての端数期間があるときは、その端数期間の利息は、元金額に年利率及びその端数期間の日数を乗じ、平年閏年を問わず365分して計算するものとします。

- 2 乙が、本借入金に関する損害賠償金を甲に支払う場合は、元金額に延滞又は立替えの期間の日数及び年当たりの割合を乗じ、平年閏年を問わず365分して計算するものとします。また、期限前弁済手数料に係る計算もこれに準じるものとします。

(公正証書の作成)

第 17 条 乙は、甲から指示を受けた場合には、直ちに公証人に委嘱して本借入金債務及びこれに付帯する一切の債務の承認並びに強制執行の認諾ある公正証書の作成に必要な手続をとるものとします。

(誠実協議)

第 18 条 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関し疑義が生じた場合、甲及び乙は誠実に協議の上これを解決するものとします。

(成功判定区分)

第 18 条の 2 甲は、次表及び「公庫資金ご利用にあたっての確認事項」第 4 項に定めるところにより、乙の成功判定区分を判定するものとします。

| 判定要件 | 成功判定区分 |
|----------------|--------|
| 税引後当期純利益額 0 以上 | A |
| 税引後当期純利益額 0 未満 | B |

2 乙は、成功判定区分の判定のために甲から報告又は資料の提出を求められた場合、甲に対し速やかに真実の報告又は資料の提出を行うことを表明し、確約します。

(適用利率及び条件違反時利率の決定)

第 19 条 本契約表面(1 頁目) 8 記載の適用利率及び同 10 記載の条件違反時利率については、前条により判定した乙の成功判定区分に応じて、次表のとおりそれぞれ決定するものとします。

| 成功判定区分 | 適用利率 (※) | 条件違反時利率 (※) |
|--------|----------|-------------|
| A | 年 4.15% | 年 4.95% |
| B | 年 0.50% | 年 0.50% |

(成功判定、利率の決定)

- ▶ 貸付契約日の 3 年後の応当日 (利率変更日) 以降の利率は毎年、直近の決算書に基づき、税引後当期純利益額に応じた成功判定を行い、利率の見直しを行います。詳細は「公庫資金ご利用にあたっての確認事項」第 4 項をご確認ください。
- ▶ 公庫が成功判定区分の判定に必要な情報の報告及び資料の提出を要請した際には速やかにご報告・ご提出ください。

(※) 利率はサンプルです。実際の利率はご契約書をご確認ください。

(表明保証違反時の措置)

第 20 条 第 3 条のほか、乙は、第 18 条の 2 第 2 項の規定に基づく表明及び確約に反して報告若しくは資料の提出を怠ったとき又は虚偽の報告をしたことが判明したときは、甲の指示するところに従い、本借入金の償還期限にかかわらず直ちに本借入金債務及びこれに付帯する一切の債務の全部又は一部を弁済するとともに、「公庫資金ご利用にあたっての確認事項」第 5 項に定めるところにより算出された金額を、法令に定められた範囲内において、第 6 条の遅延利息とは別に、甲に対して支払うものとします。

(表明保証違反時の措置)

- ▶ 成功判定に必要な情報の報告及び資料の提出が行われなかったときや虚偽の報告を行ったことが判明したときは、ご融資の全額または一部をご返済いただくとともに、違約金をお支払いいただきます。違約金の計算方法については「公庫資金ご利用にあたっての確認事項」第 5 項をご確認ください。

第 21 条 乙は、成功判定区分が 2 期連続で「B」となったときは、乙の実情に応じ、現状の課題、課題に対する解決策、課題解決の見込時期等を記載した経営改善計画書を甲に提出し、当該計画書に従った経営改善に取り組むものとします。

2 乙は、成功判定区分が 3 期連続で「B」となったときは、乙の実情に応じ、現状の課題、課題に対する解決策、課題解決の見込時期等のほか、収支計画、資金繰り予定、資金調達計画、設備投資計画、税引後当期純利益が黒字化するまでの年数等を記載した経営改善計画書を甲に提出し、当該計画書に従った経営改善に取り組むものとします。

(経営改善計画書の提出及び経営改善への取組)

- ▶ 成功判定区分が 2 期連続で「B」となった場合及び 3 期連続で「B」となった場合には、それぞれ公庫からの経営改善指導を受け入れ、適切な経営改善計画書をご提出いただきます。ただし、貸付後 3 年間は、事業計画書の策定支援を実施した民間金融機関（以下「支援金融機関」といいます。）からの経営指導を受けていただくため、公庫からの経営改善指導の受け入れ及び公庫への経営改善計画書のご提出は不要です。

(準拠法、管轄)

第 22 条 本契約に係る準拠法は日本法とします。

2 本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、甲の本店又は取引支店(取引支店が変更された場合は、変更後の取引支店)の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

(挑戦支援資本強化特別貸付(民間協調支援型資本性ローン)の追加特約条項)

第 23 条 乙が「公庫資金ご利用にあたっての確認事項」別記 2 に定める遵守事項に違反した場合において、甲から請求を受けたときは、本証書表面(1 頁目) 8 本文記載の適用利率にかかわらず、本契約締結日から 3 年間の適用利率について、毎年の利率変更日における各成功判定区分(第 18 条の 2 に定めるものをいう。)に応じた第 19 条の適用利率が本契約締結日に遡って適用されるものとし、当該適用利率によって計算した利息相当額と、既に支払った利息相当額との差額合計額を支払うものとします。

2 乙が、本契約締結日から 3 年以内に前項の違反をした場合において、甲から請求を受けたときは、前項の差額合計額を支払うとともに、前項において甲が指示した日の翌日以降、適用利率及び条件違反時利率について、第 19 条に定めるところにより乙の成功判定区分に応じて決定する利率に変更することに同意し、所要の手続きを行うものとします。

(挑戦支援資本強化特別貸付(民間協調支援型資本性ローン)の追加特約条項)

- ▶ 下記 3 点について、お約束いただきます。これらを遵守しない場合、貸付後 3 年の期間内であっても成功判定区分に応じた適用利率との差額をお支払いいただき、その後も第 19 条に定める成功判定区分に応じた利率へ変更します。

① 貸付後 3 年間、原則として半期に一回、支援金融機関に対して事業計画の進捗をお客様が報告の上、助言を受けること

② 貸付後 1 年ごと(合計 3 回)に、事業計画の進捗や支援金融機関による支援状況を報告すること

③ 原則として貸付後 3 年間、支援金融機関との融資取引を継続すること

- ▶ なお、①から③の詳細については、「公庫資金ご利用にあたっての確認事項」別記 2 (別記 3 の場合もあります。)をご確認ください。

その他、追加の特約条項がある場合は、支店にご確認ください。

以 上

資金ご利用時の留意事項

ご融資金は、資金ご利用の用途が定められています。

・公庫の資金制度は、国の政策に基づいて、資金ご利用の用途や特別貸付の要件が定められています。ご契約後、当初予定どおりに資金が利用できない場合は、速やかに当事業担当者あてご相談ください。

・設備資金は速やかに工事業者等へお支払いください。工事業者等への支払い（手形でお支払いされる場合は手形の決済）が貸付契約後概ね3ヵ月以内に行われない場合や、貸付契約後概ね6ヵ月以内に支払証拠書類をご提出いただけない場合は、資金用途違反による繰上償還及び差額利息お支払い事由となります。「お手続の流れ編」P8「設備資金のお支払い・公庫へのご報告」もご確認ください。

・特別貸付の要件に違反した場合は、貸付当初にさかのぼり条件違反時利率との差額利息をお支払いいただくとともに、残元金を繰上償還していただくことがございます。

「公庫資金ご利用にあたっての確認事項」別記1に記載された事項に該当した場合は、繰上償還及び差額利息お支払いの対象となります。差額利息の計算にあたって、貸付後当初3年間の条件違反時利率は毎年の成功判定区分を遡って判定し、その成功判定区分に応じて決定した条件違反時利率となります。

金銭消費貸借契約証書に記載しているお手続が必要です。

・金銭消費貸借契約証書の「その他の契約事項」欄に特約の記載がある場合は、当該内容に違反した場合、繰上償還をしていただきますので、遵守してください。

期限前弁済手数料計算基準日前の繰上償還はご遠慮ください。

・期限前弁済手数料計算基準日は「公庫資金ご利用にあたっての確認事項」1（1）に記載しています。やむを得ず繰上償還（期限前弁済）を希望される場合は、事前に公庫支店にご相談ください。公庫の承諾を得て期限前弁済手数料計算基準日前に繰上償還を行う場合は、期限前弁済手数料をお支払いいただきます。

・期限前弁済手数料のたまかな計算方法は次のとおりです。

(計算式)

繰上償還を行う元金金額×適用利率（注）×繰上償還を行う日の翌日から期限前弁済手数料計算基準日までの期間

（注）成功判定による利率が確定していない期間（貸付後当初3年間を含みます。）は成功判定区分 A に対応する利率を適用します。

・期限前弁済手数料計算基準日以降に繰上償還をご希望の場合は、事前に公庫あてご相談ください（期限前弁済手数料は必要ありません。）。

成功判定により適用利率を毎年見直します。

・貸付契約日の3年後の応当日以降の利率は毎年、直近の決算書（利率変更日の2ヵ月前の応当日（利率変更日が月末の場合は、前々月の末日）の前日までに提出されたもの。）に基づき、税引後当期純利益額に応じた成功判定を行い、利率の見直しを行います。

成功判定区分の判定は、下記表のとおり行います。

| 成功判定区分の判定要件 | 成功判定区分 |
|--------------|--------|
| 税引後当期純利益額0以上 | A |
| 税引後当期純利益額0未満 | B |

なお、決算期変更があった場合は当該決算書により判定します。

おって、貴社に合併その他の組織再編等がある場合は、組織再編等の後に本借入金債務を負担する者の連結決算に基づいて成功判定区分の判定を行うことがあります。

決算書のご提出などにより経営状況を正確にご報告ください。

・各事業年度終了後3ヵ月以内に決算関係書類をご提出ください。

ご提出いただく決算関係書類

1. 決算報告書一式の写し
2. 法人税の確定申告書（別表一式及び法人事業概況説明書）の写し
3. 減価償却明細表（又は固定資産台帳）一式の写し
4. 勘定科目内訳明細書一式の写し
（個人事業主のかたは、所得税青色申告決算書（白色申告のかたは収支内訳書）及び所得税の確定申告書の写し）
5. 独立監査人の監査報告書の写し（会計監査人を設置している場合）

その他、関連会社の上記 1～4 に係る決算関係書類などを別途ご依頼させていただくことがありますので、ご協力ください。

- ・決算書等に虚偽の報告があった場合は、繰上償還していただくとともに、違約金をお支払いいただきます。
- ・決算書類のほか、四半期ごとに試算表（公庫が必要と認める場合は、更に資金繰表、資金繰予定表及び金融機関取引状況表等）をご提出ください。ご提出いただけない場合は、繰上償還をしていただきます。
- ・貸付契約日から以降概ね 1 年以内に民間金融機関から新規融資（短期借入金、長期借入金及び社債を含み、割引手形を含まない。）を受けたかどうか確認します。

経営改善計画書の提出と経営指導の受け入れをお願いすることがあります。

・成功判定区分が 2 期連続で「B」となった場合および 3 期連続で「B」となった場合には、それぞれ公庫からの経営改善指導を受け入れ、適切な経営改善計画書をご提出いただきます。これらの経営改善指導等は、貸付後当初 3 年間は省略し、貸付後 4 年目から実施します。

・ご契約後、貴社の業績の報告内容と事業計画に一定のかい離（注）がある場合は、公庫は、民間金融機関等に今後の支援方針等を確認のうえ、経営改善指導を行い、必要に応じて事業計画の再策定を支援します。これらの経営改善指導等は、貸付後当初 3 年間は省略し、貸付後 4 年目から実施します。

（注）「一定のかい離」とは、売上高が事業計画に比して概ね 80%を下回っており、かつ、税引後当期純利益額が事業計画を下回っていることをいいます。

経営改善指導の受け入れを行わない場合等は、繰上償還をしていただきます。

当初 3 年間の適用利率を見直す場合があります。

・以下の①～③の各事項のいずれかが行われなない場合は、貸付契約日に遡って貸付後 3 年間の各利率変更日における成功判定区分を判定し、その成功判定区分に応じて決定した適用利率を適用し、当該適用利率によって計算した利息相当額と、既に支払った利息相当額との差額合計額を徴求します。

- ① 貸付後 3 年間、原則として貸付契約日を基準に半期に 1 回、支援金融機関に対して事業計画の進捗状況を報告し、支援金融機関から経営上の助言を受けていただきます。
- ② 貸付後 1 年経過ごと、貸付契約日の属する月から 3 ヶ月以内に、当公庫に対して事業計画の進捗状況及び支援金融機関による経営支援状況等をご報告いただきます。
なお、報告回数は計 3 回とします。
また、当該報告は、所定の報告様式によるものとし、支援金融機関が、事業者の取組みに対する評価及び実施した経営支援の内容等を記載する必要があります。
- ③ 原則として、貸付後 3 年間について、支援金融機関とご融資取引をご継続いただきます。

公庫支店にご報告いただく事項

残高証明書が必要な場合は、公庫あてご請求ください。

・「日本公庫ダイレクト」（お取引先さま専用サービス）にご登録いただいている場合は、当サービスから「残高証明書」および「挑戦支援資本強化特別貸付（資本性ローン）の適用に係る証明書」をオンラインで取得することができます。

・日本公庫ダイレクトによるオンライン発行をご利用いただけない場合や、書面での発行をご希望の場合は、公庫支店までご連絡ください。原則として電話等によるご依頼で発行いたしますが、公庫届出連絡先以外へ送付する場合などは、公庫所定の依頼書のご提出をお願いしております。

[残高証明依頼書（記載例）](#)

[挑戦支援資本強化特別貸付（資本性ローン）の適用に係る証明依頼書](#)（各種書式ダウンロード「3-3.挑戦支援資本強化特別貸付適用に係る証明依頼書」）



残高証明依頼書



記載例



残高証明依頼書
（資本性ローン）

借入金が完済となった場合は、公庫からご通知します。

・お借入金が完済となりましたら、弁済の事実を記載した「完済のお知らせ」を郵送いたします。金銭消費貸借契約証書（書面契約の場合に限ります。）の返却を希望されるかたは、公庫支店までご連絡ください。

公庫への届出事項に変更があった場合などは、ご報告・ご相談ください。

・次の場合は、公庫所定の[変更届](#)により公庫支店にご報告ください（[記載例](#)）。

| 変更届によるご報告事項 |
|-----------------|
| ・商号を変更したとき |
| ・住所（連絡先）を移転したとき |
| ・代表者を変更したとき |
| ・資本金を減少したとき |



変更届



記載例

- ・ 次の場合は、公庫支店に事前にご相談ください。必要なお手続をご案内します。

| お手続が必要な事項 |
|------------------|
| ・ 返済方法を変更したいとき |
| ・ 会社が合併または分割するとき |
| ・ 会社組織を変更したとき |